



給与改定・手当改正等 県議会 改正給与条例可決

2016 給与改定 差額支給は1月10日

1月から通勤手当改定（交通機関：上限引上げ/交通用具：区分で引下げ）

県議会は、人事委員会からの勧告内容（月例給平均503円引上、一時金0.15月引上）を12月20日の12月県議会最終日に可決しました。併せて、私たちの16年度の差額支給（4月まで遡及）は、1月10日に行うことを明らかにしました。

組合員のみなさまには、はがき行動、決起集会、県庁座り込み等々、ご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

通勤手当について1月から改定されることも決定し、交通機関利用は全額支給上限月額が現行45,000円から55,000円に引き上げられ、支給上限総額も65,000円から75,000円に引上げとなりました。この結果、新幹線通勤者の負担が大きく軽減することになります。（右上表は改定後の試算額）。

一方で、**交通用具利用ではガソリン価格下落の影響から距離区分14km以上で引下げとなります**（右表は距離区分ごとの改定額）。遠距離通勤者ほど引下げ額が大きく、特にも高速道路利用者には高速料金の負担も重なり問題は深刻です。ガソリン価格変動時等での手当改定ルールの具体化を含め、自己負担解消など課題があります。

確定闘争から継続となった、賃金・諸手当改善や勤務意欲策などの課題前進に向けとりくみを強化していきます。

新幹線通勤に係る改定試算（改定：2017年1月～）

	盛岡-二戸	盛岡-北上	盛岡-一関	二戸-北上	二戸-一関
月当たり額	63,026円	51,600円	73,886円	99,920円	118,396円
現行手当額/月	54,013円	48,300円	59,443円	65,000円	65,000円
現行自己負担額	9,013円	3,300円	14,443円	34,920円	53,396円
改定後手当額/月	59,013円	51,600円	64,443円	75,000円	75,000円
改定後自己負担額	4,013円	0円	9,443円	24,920円	43,396円
自己負担解消額	5,000円	3,300円	5,000円	10,000円	10,000円

※盛岡-水沢江刺は盛岡-二戸と同額（下線は支給上限）

交通用具利用通勤手当額(単位:円)

距離(km)	手当額		
	現行	改定後	改定幅
14 ~ 16	9,300	9,200	▲ 100
16 ~ 18	10,500	10,400	▲ 100
18 ~ 20	11,600	11,500	▲ 100
20 ~ 22	12,700	12,600	▲ 100
22 ~ 24	13,800	13,700	▲ 100
24 ~ 26	14,900	14,800	▲ 100
26 ~ 28	15,900	15,800	▲ 100
28 ~ 30	17,000	16,900	▲ 100
30 ~ 32	18,000	17,900	▲ 100
32 ~ 34	18,900	18,800	▲ 100
34 ~ 36	19,900	19,700	▲ 200
36 ~ 38	21,000	20,700	▲ 300
38 ~ 40	22,200	21,700	▲ 500
40 ~ 45	24,100	23,300	▲ 800
45 ~ 50	27,000	25,800	▲ 1,200
50 ~ 55	29,800	28,400	▲ 1,400
55 ~ 60	32,700	30,800	▲ 1,900
60 ~ 65	35,500	33,000	▲ 2,500
65以上	38,300	35,000	▲ 3,300

2017年1月から休暇制度も改定実施！

一子育て支援・介護等の休暇拡充へー

12月22日、人事委員会は「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」を改正し、「子の看護休暇」の対象年齢を小学校6年生までから中学校3年生まで引き上げ、来年1月から施行します。組合員の粘り強いとりくみの成果です。

併せて、国の法改正に準じて「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」及び関係規則が改正され、来年1月から「介護休暇の分割取得」・「介護時間の新設」が施行（詳細は右枠内）されます。両立支援制度の拡充のため、子の学校行事参加のための特別休暇の創設など、継続して求めています。

【介護休暇の分割取得】

1つの要介護状態ごとに、分割して3回以下、かつ、通算して6月を超えない範囲で取得可能。
(改正前：6月を超えない範囲で1回のみ取得)。

【介護時間の新設】

最長連続3年間で、1日2時間を上限（取得単位は30分単位）に取得できる。

<介護時間取得に係る取扱い>

介護時間を取得した時間は無給となるが、昇給・勤勉手当で不利とならないよう、勤務しなかった時間を日に換算して30日に達するまでの期間を勤務期間から除算しない（育児休業も同様）。

扶養手当は4月から改悪実施！

12月県議会の給与改定条例成立に伴い、扶養手当についても、2017年4月からの改悪が決定しました。これまでの交渉で配偶者を扶養する家庭への影響が大きいことを追及し、経過期間の延長は勝ち取ったものの、実施となれば引き下げの影響は免れません。

今後、家庭への影響を確認し、新たな改善を求めていくことが必要となるため、引き続き課題としてとりくんでいきます。

○扶養手当の改定概要 各年度における手当額（月額）の推移

		2016年	2017年	2018年	2019年
岩手県	配偶者	13,000円	10,000円	<u>10,000円</u>	6,500円
	子	6,500円	8,000円	<u>8,000円</u>	10,000円
国	配偶者	13,000円	10,000円	6,500円	6,500円
	子	6,500円	8,000円	10,000円	10,000円

※岩手では地公共闘の交渉により2年間（国は1年間）の経過措置がとられています。